

別表

事業内容、実施主体、採択要件	対 象 経 費	補助率等
【事業内容】 6次産業化等に取り組む農林水産業者等が開発した6次化商品の量産に取り組む際に必要となる加工機器等の導入に必要な経費を補助する。 【実施主体】 ・ 農林漁業者3戸以上で構成する団体・法人 ・ 農業協同組合、農業協同組合出資法人等 ・ 「たけモン くまモン うまかモンプロジェクト（小泉武夫先生監修）」商品認定事業者 ・ 総合化事業計画認定を受けた農林漁業者団体 【採択要件】 本事業を実施する場合には、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。 1 次のいずれかを満たすもの (1) 農林漁業者（※1）3戸以上が構成員となっている団体、または法人（※2）であり、規約等において構成員たる農林漁業者による意志決定が可能であることが明らかであること。 (2) 農業協同組合及び農業協同組合連合会が構成員又は出資者となっている団体・法人であること。 (3) 農業協同組合、農業協同組合連合会 (4) 「たけモン くまモン うまかモンプロジェクト（小泉武夫先生監修）」商品に認定された事業者。（※3） (5) 総合化事業計画認定を受けた農林漁業者団体 ※1：ただし、林業者については、「たけモン くまモン うまかモンプロジェクト（小泉武夫先生監修）」商品に認定された事業者に限る。 ※2：農林漁業者が主たる構成員であり、中小企業基本法第2条第5項に該当する事業者。 ※3：ただし、平成28年度以降の熊本県農産物加工コンクール入賞者も、これに該当するものと見なす。 2 導入する機器を用いる主たる加工品の原材料の50%以上について、県産農林水産物を使用すること。	1 6次化商品の量産に取り組む際に必要となる加工機器等の導入経費（1台あたり税込1,000千円以下のものに限る） ※ただし「たけモン くまモン うまかモンプロジェクト（小泉武夫先生監修）」商品認定事業者については、認定商品の製造に係る加工機械・機器に限る。（平成28年度以降の熊本県農産物加工食品コンクール入賞者については、入賞商品の製造に係る加工機械・機器に限る。） 2 1の機械・機器の使用に伴う付帯設備機器等経費 3 1の機械・機器の設置に必要な工事費	【負担割合】 県 1／2以内